

安全報告書



平成29年
日田バス株式会社

目次

ページ

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	2
2. 輸送の安全に関する目標および目標の達成状況	2
3. 事故に関する統計	3
4. 安全管理規程	3
5. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置	3
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制	6
7. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況	7
8. 内部監査結果ならびにそれに基づき講じた措置	9
9. 安全統括管理者	9
別紙1 【安全管理規程】	8
別紙2 【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】	14
別紙3 【組織体制および指揮命令系統図】	15
別紙4 【事故災害時の緊急連絡体制】	16

弊社では、『最も優先されるのは「お客様の安全」である』ことを肝に銘じ、輸送の安全に関し、以下の取り組みを行っています。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループの企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標および目標の達成状況

平成28年度については、

- (1) 有責事故件数の削減 平成27年度対比 15.4%の減

※上記による平成28年度の具体的目標件数 11件/年間

※平成20年度対比50%減を達成する。

- (2) 重大有責事故 ゼロ

※重大事故とは自動車事故報告規則第2条に定めるものをいう。

- (3) 横断歩道上の有責事故 ゼロ

を目標として設定し、取り組みをすすめてまいりました。

目標の達成状況は以下のとおりとなりました。

- (1) 目標達成しました。(有責事故件数 11件/年(前年対比 84.6%)となりました)
- (2) 目標達成しました。(重大有責事故はありませんでした)
- (3) 目標達成しました。(横断歩道上の有責事故はありませんでした)

これらの結果を踏まえ、平成29年度は下記目標を設定し、引き続き目標達成に向け取り組んでまいります。

(1)有責事故件数の削減 平成28年度対比 前年同件数以下

※上記による平成29年度の具体的目標件数 11件/年間

(2)事業用自動車総合安全プラン2009に基づき、下記項目を定める。

①有責死亡事故 ゼロ

②有責人身事故 平成20年度対比50%減

③飲酒運転及び危険ドラッグ等薬物乱用による運行 ゼロ

④重大有責事故 ゼロ

※重大事故とは自動車事故報告規則第2条に定めるものをいう。

⑤横断歩道上の有責事故 ゼロ

(④・⑤については、西鉄バスグループ独自目標)

3. 事故に関する統計

事故件数(平成28年度)

	件数
車両人身事故	0件
乗客負傷事故	0件
合計	0件

※上記は自動車事故報告規則第2条に基づく件数です。

4. 安全管理規程

別紙1【安全管理規程】参照

5. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

平成28年度は下記の重点施策を設定し、様々な取り組みを行ってまいりました。

(1)一 安全意識の向上

◆従業員の参画意識の向上と職場風土の改善

- ・新人乗務員の教育課程に、指導・教育・研修の専門機関である西鉄自動車教習所での専用カリキュラムを実施し、技術向上をはかりました。
- また、事故惹起者・接遇不良苦情惹起者について、内容に応じ同様に西鉄自動車教習所の研修に参加させ、再発防止に努めました。

- ・助役会議(運行管理者会議)を毎月開催することで、管理者の安全意識の向上をはかりました。
- ・乗務員を対象とした業務常会(原則毎月1回開催)や個人面談を行い、安全に対する指導・教育を実施しました。
- ・乗務員への指導・教育の内容が浸透されているか検証するため、管理者による乗務指導結果を活用し、指導の強化を行いました。
- ・毎月1日の『飲酒運転撲滅強調日・完全輸送運動強調日』、毎月17日の『安全の日』を運行管理強調日とし、所属長による点呼立会、経営トップ(社長)と安全統括管理者による職場巡視、および本社役付社員による街頭指導を実施しました。
- ・バスジャックが発生した場合の初動対応訓練に参加し、万一の場合に備え、冷静沈着で適切な対応ができるよう、教育を実施しました。(九州バス協会・西日本鉄道(株)共催訓練、大分県バス協会主催訓練に参加)
- ・監査規程に基づく内部監査を実施し、課題の抽出およびその認識確認、さらには改善に向けた取り組みをチェックしました。

(2) 完全輸送運動の活性化

◆グループ討議の推進

- ・業務常会において、事故発生状況の情報共有、事故原因の討議、事故防止に関する意見集約を図るなど、事故削減年間目標達成に向け取り組みました。
- ・ドライブレコーダーを活用したグループ討議の実施により、当該事故原因の究明と対策を討議し、事故防止に活かしました。

◆ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用

- ・管理者、乗務員からヒヤリハット情報、危険個所情報を収集し、集約した情報を掲示板へ掲出することで、情報の共有化をはかりました。

◆改善提案の活用

- ・従業員からの各種の意見・提案については、速やかに上層部まで報告・連絡・相談し、実施の可否の速やかな検討に努めました。

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による的確な指導・教育

◆事故分析結果を活かした指導・教育

- ・ドライブレコーダーの映像を活用し、事故の原因分析、乗務員への指導教

育を行いました。

- ・重大事故映像等の迅速な情報共有に努め、事故防止に関する意識を高めました。
- ・西鉄グループや他社における事故事例の情報収集を行い、乗務員へ情報提供を行いました。(各種会議体資料、西鉄からの通達・警報の活用など)
- ・西鉄自動車教習所等にて実施される各種研修および講習会(事故防止研修会等)への積極的な参加を行いました。

◆個人特性に着目した指導・教育

- ・乗務員を対象とした個人面談を行い、個々の特性に合わせ安全に対する指導・教育を実施しました。

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

◆平時の疾病(リスク)の把握

- ・毎月 1 回の管理者による「健康管理票」を活用した健康状態の確認・指導の面談を実施し、特にフォローアップ者については自己管理状況の確認を確実に行いました。

◆点呼時のチェック

- ・点呼時には、乗務員の顔色・表情・言動等の体調変化に特に注視し、健康に起因する事故の防止に努めました。

(特にフォローアップ者については、随時自己管理状況の確認を行うよう努めました。)

- ・国土交通省が定める乗務前確認事項の一般事項、特別事項を活用し、日々管理者・乗務員双方が健康状態を確認するよう努めました。

◆万が一発症した際の安全確保についての指導・教育

- ・常会において、万が一発症した場合の際の安全確保についての指導・教育 を実施しました。

平成29年度の重点施策として下記項目を設定し、事故防止に努めてまいります。

(1) 安全体質の定着

- ◆基本動作及び基本操作の遵守
- ◆安全を最優先とした取り組みへの責任ある対応

(2) 完全輸送運動の積極的展開

- ◆事業所毎にテーマを設定した、グループ討議の推進
- ◆ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用
- ◆改善提案の推進

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

- ◆事故分析結果を活かした指導・教育

- ◆個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進
 - ◆事故惹起者の再惹起を防止する事を目的とした、個人指導の実施

(4) 乗務員の健康に起因する事故の防止

- ◆平時の疾病(リスク)の把握
- ◆乗務前確認事項を活用した点呼時の健康チェック
- ◆万が一発症した際の安全確保についての指導・教育
- ◆歩こう会等実施による健康増進に関する取り組みの推進
 - ◆健康診断にピロリ菌検査を追加、胃腸系のリスクを早期発見する
(西鉄グループ受信者 721 名、内保菌者 174 名)

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】参照

別紙3【組織体制および指揮命令系統図】参照

別紙4【事故災害時の緊急連絡体制】参照

7. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

西鉄グループおよびそれ以外で開催される研修会や各種会議体に、運転士・運行管理者別に積極的に参加し、各人および会社としてスキルアップをはかるとともに、安全意識の向上・安全マネジメントの浸透を図っています。

【研修、会議等】

◎日田バスでの研修会・各種会議の参加状況

- ◆連絡会議(経営トップ以下全役付による) 毎月 1 回
- ◆進捗会議 毎月 1 回
- ◆助役会議(運行管理者会議) 毎月 1 回
- ◆業務常会 概ね毎月 1 回
- ◆飲酒運転撲滅強調日・完全輸送運動強調日
職場巡回(経営トップ・安全統括管理者による) 毎月 1 日
- ◆安全の日 職場巡回
(経営トップ・安全統括管理者による) 毎月 17 日

◎西鉄グループでの研修会・各種会議の参加状況

- ◆事故防止・飲酒運転防止対策会議 毎月
- ◆運行管理者会議 毎月
- ◆西鉄バスグループ完全輸送運動大会 4 月
- ◆運輸安全マネジメント バス専門部会 4 月・10 月
- ◆西鉄バスグループ安全推進大会 8 月・12 月
- ◆事故防止・飲酒運転防止研修会 4 月・7 月・9 月・11 月・2 月

◆(西鉄)自動車事業本部全体役付会議 7月

◆西鉄バスグループバスジャック発生時の初動対応訓練 年1回

【乗務員・管理者への教育】

(1)乗務員への教育

- ◆西鉄自動車教習所を活用し、乗務員採用時には新人運転士研修、高速乗務員に昇格する場合には高速運転士研修を実施しています。
- ◆3年に一度の適性診断受診の際、安全に対する個人研修を実施しています。
- ◆事故惹起者については、惹起した事故の内容により、西鉄自動車教習所等にて開催される事故惹起者研修等、再発防止に向けた研修に参加し、各種分析手法を用いた各自の事故分析等を実施することで、安全意識の向上を図っています。

- ◆接遇不良苦情惹起者についても同様に、西鉄自動車教習所にて開催される接遇研修等を活用し、CS向上に努めています。
- ◆道路交通法等の順守、内規にて定められている所定の手順が守られているかをチェックする為に、定期的な街頭指導、乗務指導(添乗指導)を実施しています。(イエローストップや交差点右左折時の一旦停車確認実施状況などのチェック)
- ◆ドライブレコーダーの映像の運転特性を確認し、適宜指導を行っています。

(2)管理者への教育

- ◆管理者の指導力・統率力の強化、および各人のレベルアップを図る為に、西鉄バスグループ全体で開催される、事故防止会議・各種研修会・学習会等に積極的に参加し、管理能力のレベルアップを図っています。

(3)管理者・乗務員合同研修の実施

- ◆運行管理者、乗務員が一体的に安全性向上に取り組むための研修を実施しています。
 - ・事故防止飲酒運転防止研修会(年5回)
 - ・西鉄バスグループ安全推進大会
 - ・完全輸送運動推進大会
 - ・バスジャック等車内緊急事態が発生した場合の初動対応訓練

※その他必要に応じ、適宜教育・研修を実施することで、安全意識の向上を図ってまいります。

また、各種会議の開催、職場巡回を行うことにより、輸送の安全に関する情報伝達やコミュニケーションの確保を図ってまいります。

【交通安全啓発運動の実施】

◎各種の交通安全運動や交通安全啓発活動を実施しています。

- | | |
|----------------------|------------|
| ◆春の全国交通安全運動・交通安全県民運動 | 4月上旬 |
| ◆夏の全国交通安全運動・交通安全県民運動 | 7月中旬 |
| ◆秋の全国交通安全運動・交通安全県民運動 | 9月中旬 |
| ◆年末の交通安全県民運動 | 12月中旬～12月末 |
| ◆年末年始の輸送等に関する安全総点検 | 12月上旬～1月上旬 |
| ◆バス年末年始無事故運動 | 12月上旬～1月末 |

8. 内部監査結果ならびにそれに基づき講じた措置

平成28年度においては、「安全の確保」を第一の使命とする基本方針に基づいて、安全管理体制が効果的に機能しているか等、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、監査規程に基づき、安全統括管理者を対象に、平成28年12月に内部監査を実施しました。

改善事項を内部監査実施報告書により各部署へフィードバックし、更なる安全管理体制の強化について促しました。

なお、監査において指摘された不適合内容はありませんでした。

9. 安全統括管理者

営業所長 田代 憲司

第1章一 総 則

(目的等)

第1条一 この安全管理規程(以下「本規程」という)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規程のほか、関係法令及び関係規程に定める。

第2章一 輸送の安全確保に関する基本的な方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条一 社長及び常勤取締役(以下「社長等」という)は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1)一 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2)一 安全マネジメント体制の確立と断続的改善
- (3)一 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4)一 お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5)一 お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6)一 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修について具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

- 4 管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第 1 項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。
 - (1) 運行状況等については連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側ともに常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。
 - (2) 委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。
 - (3) 受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。
 - (4) 受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有できるよう努める。

第3章一 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

第3条一 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等は、輸送の安全を確保する為の管理の体制を整備するとともに、その方法を定める
- 3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。
- 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。
- 5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

第4条一 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めると共に、業務を適切に遂行できるよう努める。
- 4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該責任者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条一 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当確管理者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を充たさなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条一 安全統括管理者は、輸送の安全に確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

第4章一 輸送の安全確保に関する管理の方法

(重点施設の実施)

第7条一 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

(事故防止対策の検討及び情報の共有)

第8条一 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互に必要な情報を伝達共有しなければならない。

(事故、災害等に関する報告及び対応)

第9条一 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令代104号)に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

(教育及び研修)

第10条一 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

(内部監査)

第11条一 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果(改善すべき事項が認められた場合はその内容も)を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第12条一 安全輸送に関する政策、事故・災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これをとりまとめ「安全報告書」として外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況に付いて国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 一輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告し是正措置又は予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間に付いては下記に定めるものとする。

書類名	保存期間	関係法規
運行管理表	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の4
乗務記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条
安全運転日報(運行記録計)	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の2
苦情報告書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の2
乗務員台帳	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の2
事故・災害警報、情報	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
関係官庁の通達事項	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
内部監査報告書	1年間	文書取扱規則
アルコール検知記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
乗務員指導書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
健康管理票	5年間	労働安全衛生法
運行記録計	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
日常点検票	3ヶ月	整備管理規程
定期点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
分解整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法

(規程の見直し)

第14条 本規程は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

付則

この規定は、平成19年3月1日から実施する。

平成20年6月20日一部改定。

平成25年10月1日一部改定。

